

{

 雇用調整助成金
 中小企業緊急雇用安定助成金

}
 (特例短時間休業) 助成額算定書

(事業所名) 株式会社サンプル		(事業所番号) 2302-111111-1
(1) 前年度1年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額		136,124,000 円
(2) 前年度1年間の1箇月平均雇用保険被保険者数		12 人
(3) 前年度の年間所定労働日数		250 日
(4) 平均賃金額 【 (1) / ((2) × (3)) 】		45,375 円
(5) 基準賃金額 【 (4) × (休業等協定書に定める支払い率) 】		45,375 円 (100%)
(6) (5) × 助成率	(5) × (4/5) =	7,685 円
	障害者 (5) × (9/10) =	7,685 円
(7) 月間延日数	月間延休業時間数	240 時間
	障害者以外	220 時間
	障害者	20 時間
月間延日数 = 月間延休業時間数 / 所定労働時間数		31 人・日
	障害者以外	28 人・日
	障害者	3 人・日
(8) 支給を受けようとする助成額 (6) × (7)		238,235 円
	障害者以外	215,180 円
	障害者	23,055 円

※ あみかけ欄は、特例短時間休業のみ実施した場合に記入して下さい(所定労働日の全一日にわたるもの又は所定労働時間内に対象被保険者全員について一斉に1時間以上休業を行った場合は記入を省略して差し支えありません。)

※ 通常の休業等と併せて特例短時間休業を行う場合は、特例短時間休業分のみを記入してください。

- ① 各欄の単位未満の端数については(4)～(6)欄は切り上げ、(2)及び(3)欄は切り捨てして下さい。
- ② (6)欄については、基本手当日額の最高額を超えるときは当該最高額となります。
- ③ (6)～(8)欄のうち、「障害者」「障害者以外」欄については、障害者に係る助成率の上乗せを申請する場合のみ記入してください。
- ④ 上記(特例短時間休業)の実施に係る雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の受給に当たって本様式による算定方法により算出された(8)の額が支給を受けようとする助成金額となります。
- ⑤ 支給額の決定は、労働局において雇用保険データを基に算出された額となりますので、本様式で算出された金額と異なる場合がありますのでご了承下さい。